

令和2年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 2年 4月 6日（月）

午前 9時56分 開 会

午前10時57分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 行政報告
日程第 4 報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）
日程第 5 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
日程第 6 議案第 2号 工事請負契約の締結について（GIGAスクール整備事業電気設備工事）

○出席議員（16名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
教 育 長	山崎 猛君	総 務 部 長	中島純一君
総 務 部 次 長	堀之内孝則君	市 民 生 活 部 長	浦川学央君
保 健 福 祉 部 長	和田英昭君	産 業 振 興 部 長	鎌田清孝君
教 育 部 長	田中嘉樹君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹谷和徳君	次 長	深村栄司君
書 記	壽崎行洋君	書 記	池田茂喜君

書 記 吉 田 陽 愛 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として説明員を最小限として、議案担当部長のみの出席としておりますので、ご承知おき願います。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において堀議員、木下議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間のみといたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程の追加について

○議 長 ここで市長から行政報告の申出がありましたので、これを日程に追加したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、行政報告を日程に追加することに決定いたしました。

これにより、日程番号第3から日程番号第5までを1つずつ繰り下げ、行政報告を日程番号第3として日程に追加することにいたします。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、4月2日に開催さ

れました第2回新型コロナウイルス感染症等対策特別委員会以降、直近の経過及び市の対応について口頭でご報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルスへの感染が確認された元市職員の濃厚接触者について確定したとの連絡が4月2日18時頃に滝川保健所から連絡がありました。濃厚接触者の特定に当たっては、元職員の在職中に接触があった職員について滝川保健所に情報提供しておりましたが、この中から介護福祉課の職員12名が濃厚接触者に当たると判断されました。この12名については、保健所の指示により健康観察期間が終了するまで毎日の健康状態をチェックする健康観察表の記入が求められ、この間に気になる症状が現れたときは速やかに保健所へ連絡することとされており、また、観察期間が終了するまでは自宅待機を要請されております。なお、この健康観察期間につきましては、感染者との最終接触日から14日目までとなるため、本件では4月10日までが観察期間となることが改めて示されました。

次に、秋田県から濃厚接触者として発表されている感染した元職員の妻についてですが、PCR検査の結果、陰性であったことが4月4日に確認されました。これらを受けての市の対応についてですが、当面4月3日まで閉鎖としておりました介護福祉課の窓口につきましては、濃厚接触者の健康観察期間と同様に4月10日まで延長することといたしました。また、感染拡大防止のため、4月3日まで当面自宅待機としていた職員のうち濃厚接触者とされた12名については、健康観察期間である4月10日までは出勤を停止とし、それ以外の職員については保健所の見解を参考に4月3日で自宅待機を解除し、健康状態に問題がなければ本日から出勤することとしております。なお、12名の濃厚接触者については、これまでのところ特に体調不良等の報告はなく、また本日から出勤している職員においても出勤前の検温の結果、発熱もなく、健康状態に問題がないことを確認しております。引き続き全職員について毎朝出勤前の検温、所属長による健康状態の確認などにより健康管理を徹底するとともに、マスクの着用や手洗いの徹底、庁舎内及び執務室等の消毒の徹底などを継続するほか、職員の家族の健康管理を含めて感染予防と拡大防止に努めてまいります。

また、当該元職員の感染症からの全快を願うとともに、多くの感染症に感染した皆さん方の回復を願います。そして、改めてこのコロナウイルスと闘っていただいております医療関係者の皆様方に心からの感謝と敬意を申し上げます。以上申し上げまして、私からの口頭によるご報告といたします。

以上です。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）

○議長 日程第4、報告第1号 専決処分について（滝川市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は滝川市税条例等の一部を改正する条例で、専決処分年月日は令和2年3月31日でございます。専決の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、この法改正に伴いまして、条例を改正しなければ本年4月からの市民の申告を含めた事務手続などに変更となるものがあるため、3月31日に条例を改正する専決処分をさせていただいたところでございます。

次のページ、3ページから6ページまでは改正条例でございますので、お目通し願います。

条例改正の中身につきましては、報告第1号参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨でご説明いたしますので、資料の1ページを御覧ください。まず、第1条、滝川市税条例の一部改正です。第35条の3の2、第35条の3の3は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦、寡夫控除の見直しに伴い、税法上単身児童扶養者と寡婦の定義がなくなり、一括して独り親と定義されることから、扶養親族申告書の記載事項から単身児童扶養者の記載項目を削除する改正でございます。

第47条は、租税特別措置法改正に伴う条文の整理でございます。

第35条、固定資産税の納税義務者等は、一定の調査を尽くしても所有者の所在が不明な固定資産につきまして、その使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとするための改正です。

第60条、第60条の2は、地方税法改正に伴う条文の整理です。

第73条の3、現所有者の申告は、登記または課税台帳などに所有者として登記または登録されている個人が死亡している場合において、その土地または家屋を所有している者を現所有者として住所、氏名または名称など課税徴収に必要な事項を申告させることができるとする規定の追加です。

次のページをお開きください。第94条の2は、たばこ税の課税免除適用に当たって必要な手続を簡素化するための改正です。

第94条の4は、前条の改正に伴う条文の整理です。

第129条、附則第10条の2、附則第30条の2、附則第30条の3、附則第31条、附則第32条、附則第34条は、いずれも地方税法改正に伴う条文整理でございます。

3ページを御覧ください。続きまして、第2条、滝川市税条例等の一部を改正する条例の改正です。第24条は、先ほどご説明いたしました単身児童扶養者という定義が税法上なくなるため、昨年5月臨時会で議決をいただきました滝川市税条例等の一部を改正する条例にある単身児童扶養者を個人の市民税の非課税措置の対象に加えるという改正規定を削除するための改正でございます。

附則第1条、附則第4条は、いずれも第24条の改正に伴う条文整理でございます。

最後になりますけれども、この条例の施行期日は、いずれも令和2年4月1日でございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご承認についてよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 2点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、固定資産税の納税義務者等、53条の関係なのですが、一定の調査というのは登記を確認するというようなことなのか、どこまでで一定の調査とみなせるのかということと、こういうケースが今後増えてくると思うのですけれども、使用者を所有者とみなすということについて、滝川市内でそういうケースが起きたときに想定されるようなトラブルといいますか、これはちょっと懸案としてあるなということがあればお伝えをいただければと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 一定の調査を尽くしてもということの具体的な事務ですけれども、個人であればまず戸籍です。どなたが相続人に当たるか、その相続人に当たる方がその資産等、土地家屋等を相続されるのかどうかを徹底的にといいますか、可能な限り調査しております。それでも相続される方が相続放棄されるなどのケースはあると思います。

2番目として、使用者をみなすことについてトラブル等が想定されるのかというご質疑ですけれども、まだ53条のほうとかで具体的に新たに課税されるということは今の段階ではイメージはないです。73条の2のほうになりますけれども、申告させるほうにつきましては、相続されない場合でも相続者の中から納税に関する相続人代表という形で手続を取っていただいているケースがありますので、そういった場合の幾つかのケースがこの新しい条例で対応されてくるのかなと思っております。事務的には今行っていることとあまり変わらないと想定しております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 ちょっと確認させていただきたいと思います。

53条の固定資産税の関係とちょっと連動すると思うのですが、危険家屋の関係なのですが、53条では所有者が一人も明らかにならない場合、使用者がいれば使用者に負担させていただくということがうたわれております。危険家屋の場合については、これと連動するのでしょうか。結局一人も見つからない場合は、あまりにも危険な場合は行政代執行という措置があります。ただ、この関係についてちょっと気になりましたので、質疑させていただきます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 市税条例の改正の関係と危険家屋との連動についてですけれども、いずれも市民生活部で対応しておりますけれども、所有者ですとか相続するべき人が誰かということについては、そういうところについては関連すると思いますけれども、具体的な仕事の内容として我々の感覚では連動しないと思っています。危険家屋の場合、大抵財産的な価値もなく、また課税上もほとんど免税点以下になることが多くて課税されていないという状況のケースがあって、税務課のほうとしては台帳には載っているかもしれませんが、課税事務として発生しないようなことがありますし、危険家屋の対応としては、やはりそのものがどういう財産であろうと危険かどうかで対応していますので、切り離して別々に考えて対応しております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 73条、また53条かぶるのですが、例えば一定の調査と、さっきもご質疑がございましたが、相続でもって明らかになっているものは簡単なのです。これは相続のできない、なかなか関係者全員を探すことは不可能だというような土地、滝川に多々あります。そういうものに対して代表者を勝手に決めて課税をすると。しかし、所有権はどうなっているのかと。端的に言うと、他人の財産に代表者が税金を払っているというような矛盾があらわれるわけでありまして。これは、以前は20年独占的に使用した場合は所有者に所有権移転を認めるというような制度もあるのですが、そういう場合に20年の証明、ずっとこの方は固定資産税を払っているよと、そういうような証明、登記としての附帯書類みたいなものは可能かどうか。

それと、今聞いていると相続がスムーズに進むような話を聞いているのですが、一人の者が印鑑証明出さないということがあればその登記はできないわけです。そうした場合に代表者を決めるのはどうやって代表者を決めるのですか。1人の反対があって、ほかの者はあなたでいいぞと言っても、1人が反対の場合は代表者にはなれないと。そういう場合の納税の収納も含めてどういうふうに考えていますか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 どちらの条例もそうなのですけれども、みなす規定ということになっていますので、登記上直らないまま、死亡者のままの登記であっても、あるいは倒産したままの会社であってもという場合があるのだと思いますけれども、それでも課税事務としてそこに実際に使用している人に課税するということになります。登記のほうと連動するののかというと、地方税法上と登記とは直接には今のところ法的な整備はされていないと認識しております。

それから、相続がスムーズにできないで登記できないというパターンで今事務手続上相続人代表を定めてもらっていただいていますけれども、それは比較的といいますか、法令によらないで手続を対応してもらっていて、納税通知をどなたにお送りしますかということで対応させていただいています。今後は実際に使用している一定期間、例えば配偶者の方が亡くなられて、登記はまだ終わっていないけれどもそこに住み続けているような場合ですとか、その場合この新しい条例に基づいて申告していただくというようなことになると考えております。

○議 長 田村議員。

○田村議員 納税のためのそういう制度というのはよく知っているのです。ただ、その場合、さっきも言ったように、自分でない財産に課税して税金を払うと、この矛盾というのは当然考えられると思うのですが、さっきも申し上げたように、20年所有した場合にはその納税証明を発行できるかどうか。それを添付して法務局に所有権移転の申請をするというようなことも可能なのですが、そういう証明は出せますか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 納税された場合ご本人が払込みの何らかの領収書みたいなものを控えていただくことになるのかなと思います。税法上、納税証明20年に遡って申請受けても発行することは、5年分までしかできませんので、20年分というのは今の法律の中では対応できないことになります。

○議 長 田村議員。

○田村議員 これでは3回言うことになるのですが、20年というのは一つの区切りになっているのです。それは法務局の書類としての場合を言っているのです。5年以上は時効だと、それで税金だけ払えと、これは全く身勝手な方法であって、そうでなくてこの登記のできない土地を登記して、正規にちゃんとして賦課をして税金をもらおうと、それが筋ではないですか。ですから、20年の税金帳簿というのはもちろんあると思うので、それを証明として出さないと、この意味はなくなるのです。登記どうやってするのですか、これ。だから、唯一の方法はその20年なのです。でも、その20年を独占的に使用してきたと、その唯一の証明が納税証明なのです。それもう一回聞いておきますが、それは無理なのか、それともそういう必要が正規のものであれば出せるという考えがあるのかないのかと。ないとしたらこんな法律は矛盾している。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 田村議員のご指摘のように、税法上の扱いと法務局の登記上の扱いで違うということは国のほうでも今議論された中で、第一弾として今回このみならず規定ですとか地方税法上の改正がされたところです。今の私の立場では税法上20年遡って納税証明出すことはできませんけれども、今後また国のほうでもこの在り方については、所有者不明土地の対応については法律改正等がされるというふうには思っておりますので、また改めて条例が必要な場合には上程させていただきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第5、議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染防止対策のためマスク及び消毒液等の衛生資材を購入するための補正並びに新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済の落ち込みが進み、とりわけ厳しい経営状況が顕著である飲食業に光を当てた消費喚起対策と地域経済活性化を目指したプレミアムチケット発行事業を実施するため補正したいとするものでございます。

1 ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出総額にそれぞれ1, 877万7, 000円を追加し、予算の総額を209億9, 277万7, 000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。4 款1 項2 目予防費、補正額1, 000万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染防止対策が長期化する状況を見据え、マスク及び消毒液等の衛生資材購入に係る経費について補正したいとするものでございます。

7 款1 項1 目商工業振興費、補正額600万円の増額につきましては、飲食店応援プレミアムチケット発行事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済の落ち込みが進み、とりわけ厳しい経営状況にある飲食業に対する消費喚起対策として飲食店の利用促進を図ることを目的に、実施主体である滝川商工会議所、江部乙商工会及び滝川市により組織される実行委員会に対し、飲食店応援たきかわプレミアムチケット発行事業補助金を交付するため補正したいとするもので、費用の全額をふるさと基金から繰入れしたいとするものでございます。なお、同実行委員会が発行するプレミアムチケットについては、1, 000円券が6枚つづりが1セットとなっており、6, 000円分を5, 000円で購入できることから、1, 000円分のプレミアムを上乗せしたチケットとなりますが、プレミアムチケットの販売時期については同実行委員会が適正な時期を見極めて発行することとなっております。

10 款6 項4 目図書館費、補正額277万7, 000円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルスなどの感染拡大防止の対策の一つとして図書の消毒が可能な図書消毒機械2台を購入し、引き続き安全で安心な図書館運営を目指したいとするもので、費用の全額を図書のためになどご寄附を賜りました寄附金を財源に補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1, 877万7, 000円の増額となったところでございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。

21 款2 項1 目基金繰入金は、歳出関連でございます。

22 款1 項1 目繰越金は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1, 877万7, 000円の増額となったところでございます。

以上申し上げますと議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。水口議員。

○水口議員 それでは、飲食店応援たきかわプレミアムチケット発行事業について何点かお伺いをいたします。

1点目は、世界中が自粛ムードの中で一向に出口が見えない状況で、滝川経済も大変厳しい情勢が続いております。先日も感染者の報道により自粛に拍車がかかるような状況でありまして、このプレミアムチケットの販売も厳しさが予想されるというふうに考えます。5,000円を5,000セット、どのような層をターゲットとして販売を検討されているのかお伺いをいたします。

2点目は、地元飲食業と地元以外の飲食業のチケット発行事業への参加について伺います。過日の特別委員会において市内には統計上300店の飲食業があり、地元以外の飲食業について線引きをするか実行委員会で検討するというような発言がなされておりますが、その方向性について伺います。

3点目は、換金率について伺います。従前よりプレミアム商品券発行の際、地元と地元以外で換金率に格差をつけて参加を募っております。今般のチケット発行事業での地元と地元以外の換金率についてそれぞれお伺いをいたします。

4点目は、たきかわプレミアムチケット発行事業の検討作業と同時にほかの支援についても検討をされたかどうかについてお伺いいたします。こちらも過日の特別委員会において融資について20件を超える相談があったという報告を伺っております。さらに、緊急アンケートの報告もあり、飲食業については41事業者全てで影響があり、さらに33事業者の売上げが4割から8割減と回答しており、深刻かつ危機的な影響と言えます。3月中に市内においても数店が廃業を余儀なくされたと伺っております。私は、消費拡大、喚起も当然重要であります。今現在困っている事業者へ一刻の猶予も許されない即効性のある直接的な救済措置も重要であるというふうに考えております。市内では店舗所有者が家賃の一部免除など対策を講じており、即効性のある支援策として喜ばれていることと推察をいたします。国は収入の減少した世帯へ30万円を現金給付をするようなことで検討に入っている報道もありますが、給付は早くても5月中旬以降、そして道内経済主要8団体により知事へ緊急要望しており、緊急の対策としては資金繰り、税負担軽減、売上げ減少による助成制度を要望しておりますが、いずれもまだ時間を要する状況で一刻も早い支援を必要としております。市単独として飲食業に限らず直接的な助成について、プレミアムチケット発行事業と同時にどのような検討をされているかについて伺います。

以上であります。

○議 長 水口議員、最後の質疑はあくまでも滝川市の自治体としての直接救済という考えについてということによる……

(「市として」と言う声あり)

○議 長 そうですね。

答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ご質疑いただいた、何点かありましたけれども、まずどのような層をターゲット

ということでございますけれども、この制度自体狙いということでお話ししましたけれども、市内飲食店への応援メッセージの意味を込めて飲食店への顧客回帰、それから消費喚起対策として利用促進のきっかけづくりを目的として発行するというところでございます。特にどこの部分、例えばターゲットってどのような層ということもちょっと私、申し訳ありません、質疑の趣旨がよく捉えられておりませんが、そういったことにご賛同いただいた住民の方たちに買っていただくということで考えております。

それから、地元、地元以外、どのような考え方で分けていくのだというような話でありましたけれども、これについても委員会でご説明申し上げたとおりの部分ではありますけれども、最終的には実行委員会でこれは決定されるものだということでもあります。説明は似たようなこととなりますけれども、1つは業種を絞り込み、その中から体力のない事業者を支援するというようなことが主な目的でもありますので、大資本の企業さん等については趣旨にご賛同いただきながら、ご理解いただきながら、そういったところに一定の線引きをするのだというようなことで考えております。

また、換金率についても同様、資本金というのは一つの目安になるのかなとは思っておりますけれども、これも最終的には実行委員会で決定されることでありますが、一定の金額以上もしくは以下、例えば商工会議所さんの会員企業等々、そういったところで換金率というのを定めまして、この点についても当然差異が出ますけれども、これ滝川市にとってはどの企業さんも大事な大事な事業者さんであることに変わりありません。今回の体力のない事業者を支援するのだという点についてご理解いただく中で、この換金率の差についても、実行委員会で決めますけれども、ご理解いただきながらそういった制度設計をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、他の支援についてですけれども、ご存じのとおり日々刻々と本当に国の制度というのは変わっておりますし、それに対して先駆けて自治体が何をやるかということよりは、これは全国的な問題として新型コロナウイルス感染症対策、経済対策とか、例えば個人の生活を守るというような話につきましても国がやるべきものというふうに基本的には考えております。したがって、明日にも閣議決定されるというような詳細、経済対策様々決まるような話をということで私伺っておりますけれども、私の記憶に間違いがなければ、そういったことを含めまして市として何をするのか、どんな準備をして国の施策をできるだけ早く実現していくのかというようなことは考えていきたいと思っておりますし、既に市長会等を通じて国に要望というのはこれからも上げていくような形になると思います。

また、助成金の話が1つありましたけれども、どのようなことをイメージされているのか分かりませんが、例えば事業者さんの赤字補填的な助成制度の創設というのは今のところは考えておりません。恐らく要望があるとすれば結果としてそういうようなものが増えるのかなというふうには考えておりますけれども、全国的に皆さんが被害を受けている状況ですので、公平な支援策ということになるとやっぱり国が打つべきというふうに私は考えております。

以上です。

○議 長 水口議員。

○水口議員 先ほどのターゲットというところの私の表現がちょっと曖昧だったのかもしれませんが

が、こういう状況でありますから、飲食業に特化をした形でチケットを販売していくということがどれだけ困難を今後予想されるかというのは容易な話ではないのかなと、私はそれぐらい厳しいものだというふうに認識をしております。そういった中で、協力を求めていく実行委員会の構成でもあります例えば商工会議所さん、江部乙商工会さん、こういったところにはチケットの販売に当たっても相当いろんな協力を求めていき、さらにはほかのいろんな団体に対してもこのチケットの販売に対して協力を求めていく、そういう考えがさらにあるのか、その点について改めて伺っておきたいと思います。

それから、地元と地元以外という線引きというところではありますが、体力のないというのは、それは当然大資本であれば体力がある、そうでないところは体力が厳しいというふうに簡単に線は引けるわけではありますが、これが行政であり、例えば会員である商工会議所さんの立場であり、なかなか線の引き方というのをどう引いていくかというのは、私自身は難しいものなのだろうというふうに考えます。そういった中で、滝川市の主要産業でもある飲食業、さらには市長もかなり飲食業のプレミアムチケットについては強いメッセージを発しているということからすると、結果として地元の飲食業が、この飲食業へのチケットの発行によって何らかの結果があったというふうにする工夫というのをどのように考えているのか。その点については、今ほどの答弁ですとどうも誰でも結果的には参加できるという方向に行くのではないのかなというふうに思えるのですが、地元飲食業にメリットが及ぶ、そのための工夫というのをどのように考えているのか改めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、ターゲットの話ですけれども、先ほど来申し上げているとおり、全ての事業者さんは本来は公平的に扱われるべきだと思いますけれども、趣旨というのは再三お話ししていますし、そういったメッセージ性も込めた中で販売に臨みたいというふうに考えてございます。当然商工会議所さん、商工会さん、その他この考え方に賛同いただけるような団体さんがあればそういった方たちの協力も求めながら販売に臨むというのは当然のことかなというふうに考えております。

それから、地元と地元以外の部分、確かに分けるところ難しいのですけれども、工夫としましては例えば、これも実行委員会等で考えていくことなのだろうなと思いますけれども、事業者さんからの要望に応えたという側面もございますので、そういったことからいえば当然一定の感染の収束みたいのが見えたときにこれは施策として打つ考えでございますから、そのときに合わせて事業者さんも何らかのお客様を呼び込むような、そういったような手法も考えていただきたいなというふうに考えておりますし、併せて何らかのアイデア的なものを今後も検討していきながら、より地元の皆さんにそういった効果が及ぶようなことということは考えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 水口議員。

○水口議員 今ほどの答弁で地元の飲食業の皆さんにもいろいろと工夫をしていただいて、努力を

していただいて、それが結果として地元の飲食業にメリットが及ぶようにというご答弁でありました。私自身はそういうことも必要だというふうに思いますけれども、これをどういう線を引くかによって購入者の判断というのは多分かなり大きく変わってくるものというふうに私は考えます。ということは、以前までのプレミアム商品券等であれば換金率に相当大きな格差をつけてという話もございまして、換金率の格差は、いわゆる利用者からすると特に何の関係もない話で、換金率ではない別の意味での、別のところでの格差をどうつけていけるのか、地元のためにこのチケットを発行しているのだというところをどう強いメッセージとして発していけるのか、私はそこがかなりこのチケットの大きな意味を持っているというふうに思いますが、その点について地元企業と地元以外というところに線を引いていくということはなかなか難しいというふうに判断をしているのか、そこを明確にしていこうというふうに考えているのか、その点について改めて伺いたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいま水口議員からご質疑がございました。私も同じでございます。そのようにしたいなというふうに強い思いは持っています。しかしながら、それぞれの滝川に開業していただいている皆さん方は市に貢献されている企業さんでもあるわけでございますので、それをいかに、排除というわけにはいかないと思いますが、どのように差異をつけていくかというのは非常に難しい問題ではございます。しかしながら、確かにこれは地元の方々に何とか頑張ってもらいたいというメッセージでございます。なるべく苦しんでいる皆さん方に即効性があるように、そして効果があるように考えていきたいと思っている次第でございますので、実行委員会ともよく相談をしながらその点の大きな差異が出るように考えていきたいというふうに思っております。これは皆さんの思いが同じだというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 質疑しないつもりでございましたけれども。まず、今回のプレミアム商品券というか、飲食券、これ大変スピード感があってよかったとは思ったのです。まず1つ目は、滝川市は財政的に苦しいのですが、その財源の裏づけとなるものが国からの分があったのか。

(「ない」と言う声あり)

○三上議員 ないのですね。ただ、これからもないということはないので、その辺の状況をまず知らせていただきたい。

それと、2点目は飲食券で地元の特化した部分をつくるのであれば、例えば5,000円券の、1,000円単位になるのか500円単位になるか分からないですけれども、その8割はこの地域で使える、2割は全地域で使えるみたいな工夫が必要なのかなと思うのですが、その辺の見解について伺いたしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1問目についてお答えをさせていただきたいと思っておりますが、何も国のほうから、まだ提示もございません。何とかしていただきたいなという思いでございますので、今市長会を通じて

お願いをしております。そしてまた今後もこのような形の支援をした際には特別交付税等でご支援いただけるように国に強く要望してまいりたいと思いますので、三上議員もご支援のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ただいまアイデアをいただきましたけれども、実はほかの議員さんからも同様のアイデアをいただいております。そういったものについては実行委員会と協議する際に必ずや検討材料とさせていただきますので、どんどんご意見等をいただければなというふうに考えてございます。検討させていただきます。

○議 長 山口議員。

○山口議員 先ほどの水口議員と大体同じ内容だったので、1点だけ確認をさせてもらいたいのですけれども、先ほど産業振興部長の答弁の中で状況が落ち着いたら発行したいというような答弁があったと思うのですが、ということは今日程とかが決まっていけないというのは、このままの状況の場合は発行はずっと延びるということになると思うのですが、実際に商品券を発行して飲食店に恩恵である売上げの増というのが見込まれる日程的スケジュールは見えないということで理解していいのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今日ご提案をさせていただいているのは準備をさせていただきたいということでございます。そして、今日、明日には国において緊急事態宣言が多分出るであろうという状況になってきております。北海道がその中に地域として入るか入らないのか、それらも大きな問題になろうかというふうに思っております。その全体を受けて、どの時点で判断をしていくかというのは非常に難しいことになろうかと思いますが、先ほどからお話に出ていますように、地元を応援するのはせっぱ詰まっているというふうに思っております。スピード感を持って発行しなければいけないと思って準備をしているわけでございますので、道の緊急事態宣言が解除されましたけれども、今度は国、そして滝川市において元職員において感染が出てしまったということを含めていろいろと検討材料があるかと思っております。そういうのを判断しながら早期に、これは滝川市独自の判断で早期に出すようなことを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 私も質疑する予定はなかったのですが、今回のプレミアムチケットの発行事業、これを考えられたのは3月中で、その後大きく事態が変わってきているように私には見受けられます。今市長からお話がありましたが、今日にも緊急事態宣言が出されるかもしれない、それから滝川でも3例目が出たということで、このような自粛がさらに強められようとしている時期に飲食店を応援しようというこのチケット、これは私も応援したいという気持ちはあるのですが、飲食店へ行きましょうという、こういうチケット、いつ発行できるか分からない事業を今決めることに対してマスコミとか市民から市長に問い合わせが来るのではないかと思うのですが、その場合の受け答えに

ついでに覚悟はおありなのかちょっと伺いたいのですけれども。

○議 長 寄谷議員、ただいまの質疑につきましては、この議案関係につきましては先ほど市長のご答弁の中でもこの内容についてはただいま準備として今備えておきたいという答弁があったかと思うのですが、その覚悟的なことをお聞きしたいということで。寄谷議員。

○寄谷議員 その準備ということなのですが、時期尚早という認識、要するにこれまでの発行しようという事業に対してこの間の情勢からその辺の判断について変わってきたということはないということを確認したいのですけれども、いいでしょうか、その辺での。場合によってはこの間の事情の変更で取り下げるという話も何か出てくるのではないかなと思ったのですが、そういう状況はありませんか。

○議 長 市長。

○市 長 取り下げるつもりでありましたら本日はご提案はいたしません。今回は、この提案をさせていただきたいのは、まずメッセージを飲食店をはじめ多くの皆さん方にお送りさせていただいて、みんなで応援するよという声を届けたいと思ったからであります。その際に考えたことは、家賃の問題、滝川市として給付できるお金がないのか、そのほかにも何かできないのかと様々検討いたしました。融資に対する利子補給、そして保証協会に対する保証金の上乗せ、様々なことを検討しております。その中で一番私どもが今できることは何かといったときに、そのメッセージをまず送ろうということでございます。それは落ち着いてからのことですので、今現在できることは何かということ常々考えております。そのためにはやはり財源が必要であります。給付するにしてもどれだけの給付が必要なのか、家賃を下げて家賃を保証するにしても家賃に対して幾ら補填をしなければいけないのか、それらの財源があるのかどうか、そのために福祉のサービス、子供たちのサービス、全てを削ってもいいのか、そこまで考えた上の検討をさせていただきました。しかしながら、今の現実では非常に難しいと、やはりこれは国においてやっていただくものであるという判断の下、国の判断を待ってまいりました。多分明日には経済対策として様々な判断が出てくると思います。中小企業者に対する200万円、そしてそのほかの小規模事業者に対しては100万円の給付があるということも聞いております。そしてまた、1世帯当たり30万円の保証もあるというふう聞いておりますが、それら全て自治体経由となる可能性があります。その際にはやはり私どもは精いっぱい早期にそれが出るように努力しなければいけないという準備は怠りなくやっていきたいというふうに思っております。そして、今回の一の矢、二の矢、三の矢といろいろあるわけでございますが、政府としては次に観光振興券ですか、また飲食のクーポン券とか、その発行を予定されているというふう聞いております。その際には、私どもが今考えているのが、それが上乗せになればさらなる応援のメッセージにもなると、そして皆さん方の経営に対する少しは足しになるのかなというふうに思っている次第でございます。自分たちができることを精いっぱい考えていきたいというふうに思っておりますが、今現在ではこのことしか提案できないというのが非常にもどかしい部分があります。ぜひその点もご理解いただいて、ご承認いただければと思います。

以上です。

○議 長 寄谷議員、先ほどの質疑の中で滝川市として3例目の感染者がということを申されま

したが、滝川市においてはまだ2例でございますので、そこは訂正ということでよろしいでしょうか。

(「はい、それはお願いします」と言う声あり)

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結について（G I G Aスクール整備事業電気設備工事）

○議 長 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結について（G I G Aスクール整備事業電気設備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第2号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

この件につきましては、先般第1回定例会で補正予算を追加提案し、ご決定いただいたものに関するものでございます。

工事名は、G I G Aスクール整備事業電気設備工事でございます。

契約の目的は工事請負契約のため、契約方法は随意契約、契約金額は2億5,190万円、契約の相手方は末廣屋電機株式会社滝川本店でございます。

内容につきましては、議案参考資料によりご説明いたしますので、次のページをお開き願います。まず、随意契約の経過でございますけれども、今回の電気工事におきまして競争入札参加資格者に登録されております当該工事施工対象となります市内事業者に見積りの提出及び施工が可能であるかの確認をしたところ、当該事業者以外はこの工事に対しまして対応することができないということがございました。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の相手方として当該事業者を指定したところでございます。3月31日に見積り合わせを執行し、契約予定金額2億5,190万円となったところでございます。

施工場所につきましては、江部乙中学校を除きます市内小中学校9校。

工事の概要につきましては、記載のとおりでございます。

工事の完成期限は、令和3年2月26日としております。

以上、議案第2号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

私のほうから一言申し上げたいことがございます。今回のコロナ対策につきましては、行政側も様々な施策の中で決断されていく内容が多々出てくるかと思えます。また、議会においても市民の代表として一致団結して取り組んでいただきたいなということを申し添えておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員